

公共交通事業者へのさらなる支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延や、政府が感染拡大防止対策として行う外出・移動の自粛要請などにより、各公共交通事業者においては、利用者の減少による大幅な収入減が発生している。

本市の交通事業においても、飲食店やイベント等の制限や、テレワークの促進などの影響を受けたことに加え、終発時刻の繰り上げを実施したことなどにより利用者数や乗車料収入が大幅に減少している。

このような状況を踏まえ、政府は住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、資金手当て措置として「特別減収対策企業債」の発行を可能とした。併せて、当該債権の利子負担の軽減のため、償還利子の2分の1の額について一般会計からの繰り出しを可能とし、当該繰り出しの80%を特別交付税により措置することとしている。

しかし、現在に至っても新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立たない中、今後も当該債権の多額の返済が負担となることに加え、行動様式の変化によって終息後も利用者数の回復が困難となることも懸念されるなど、現状では事業立て直しの見通しが立てられない状況にある。

そのため、原則15年以内と定められている当該債権の償還年限の延長や、償還利子に対する支援措置の拡充に加え、減収を踏まえたさらなる支援策などが求められている。

よって、国会及び政府においては、市民生活の基盤である公共交通機関の維持・確保のため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 公共交通事業者の減収を踏まえ、さらなる支援策を講ずること。
- 2 特別減収対策企業債を引き続き発行可能とするとともに、償還年限の延長や償還利子についての財政措置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年（2022年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに市民ネットワーク北海道石川さわ子議員